

独立監査人の監査報告書

平成18年5月19日

SPK株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中川 一之 ⑩  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岡本 高郎 ⑩  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 佐藤 陽子 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、SPK株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第135期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いSPK株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

平成18年5月24日

S P K 株式会社

代表取締役 小高 伸介 殿

S P K 株式会社 監査役会

常勤監査役 井上 浩一 (印)

監査役 榎 卓生 (印)

監査役 中務 尚子 (印)

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第135期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人より報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

以 上

(注) 監査役榎 卓生及び監査役中務尚子は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

科 目	当 期	前 期
	平成18年3月31日現在	平成17年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>11,599</b>	<b>10,505</b>
現金及び預金	1,840	1,973
受取手形	3,561	2,999
売掛金	3,588	3,341
商品	2,218	1,857
前渡金	36	56
繰延税金資産	164	143
未収入金	124	87
未収消費税等	72	50
その他	2	7
貸倒引当金	△ 9	△ 11
<b>固定資産</b>	<b>1,978</b>	<b>1,918</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>751</b>	<b>733</b>
建物	104	96
土地	619	619
その他	27	18
<b>無形固定資産</b>	<b>199</b>	<b>253</b>
ソフトウェア	189	241
電話加入権	9	12
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,027</b>	<b>931</b>
投資有価証券	438	274
子会社株式	269	267
出資金	13	13
長期貸付金	7	3
長期前払費用	2	—
繰延税金資産	134	208
差入保証金	155	157
その他	7	32
貸倒引当金	△ 2	△ 26
<b>資産合計</b>	<b>13,577</b>	<b>12,423</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期
	平成18年3月31日現在	平成17年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>4,138</b>	<b>3,769</b>
支払手形	518	569
買掛金	2,605	2,421
未払金	303	246
未払費用	182	182
未払法人税等	365	241
前受金	110	58
預り金	44	28
その他	6	19
<b>固定負債</b>	<b>650</b>	<b>679</b>
退職給付引当金	482	513
役員退職慰労引当金	—	125
預り保証金	42	40
長期未払金	125	—
<b>負債合計</b>	<b>4,789</b>	<b>4,448</b>
<b>資本の部</b>		
<b>資本金</b>	<b>898</b>	<b>844</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>961</b>	<b>907</b>
資本準備金	961	907
<b>利益剰余金</b>	<b>6,760</b>	<b>6,152</b>
利益準備金	136	136
任意積立金	5,730	5,130
別途積立金	5,730	5,130
当期末処分利益	893	886
<b>株式等評価差額金</b>	<b>168</b>	<b>71</b>
<b>自己株式</b>	<b>△ 0</b>	<b>△ 0</b>
<b>資本合計</b>	<b>8,787</b>	<b>7,975</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>13,577</b>	<b>12,423</b>

貸借対照表

# 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期
	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで
<b>経常損益の部</b>		
<b>(営業損益の部)</b>		
売上高	30,953	29,580
売上原価	26,817	25,594
販売費及び一般管理費	2,808	2,773
<b>営業利益</b>	<b>1,326</b>	<b>1,212</b>
<b>(営業外損益の部)</b>		
<b>営業外収益</b>	<b>160</b>	<b>159</b>
受取利息及び配当金	5	5
仕入割引	138	125
その他	16	29
<b>営業外費用</b>	<b>64</b>	<b>61</b>
支払利息	0	0
売上割引	55	54
その他	8	6
<b>経常利益</b>	<b>1,423</b>	<b>1,311</b>
<b>特別損益の部</b>		
<b>特別利益</b>	<b>15</b>	<b>16</b>
収用による補償金収入	11	16
貸倒引当金戻入益	4	—
<b>特別損失</b>	<b>8</b>	<b>1</b>
移転関連費用	5	—
投資有価証券売却損	—	1
固定資産除売却損	1	0
減損損失	1	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,430</b>	<b>1,325</b>
法人税、住民税及び事業税	617	519
法人税等調整額	△ 14	△ 0
<b>当期純利益</b>	<b>827</b>	<b>807</b>
前期繰越利益	167	173
中間配当額	101	94
<b>当期末処分利益</b>	<b>893</b>	<b>886</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 利益処分案

科 目	当 期	前 期
当期末処分利益	893,642,396円	886百万円
これを次のとおり処分いたします。		
利益配当金	107,471,657 (1株につき19円)	94 (1株につき17円)
取締役賞与金	24,000,000	24
別途積立金	600,000,000	600
次期繰越利益	162,170,739	167

- (注) 1. 平成17年12月1日に101,815,254円(1株につき18円)の中間配当を実施いたしました。
2. 利益配当金は、自己株式497株を除いて算出しております。

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

国内向商品……………総平均法による原価法

海外向商品……………個別法による原価法

### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

工具・器具及び備品 2年～8年

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。

### 〔追加情報〕

(役員退職慰労引当金に関する事項)

従来、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成17年3月に役員退職慰労金制度を廃止し、平成17年6月の株主総会で廃止時の要支給額を取締役および監査役の退任時に支給することが決議されました。

なお、役員退職慰労金支給予定額125,603千円は、長期未払金に計上しております。

### (5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (6) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。  
ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- (7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (8) 輸出に関する運賃諸掛、手数料等の販売諸掛及び輸出手形の金利は、売上原価に含めて処理しております。

## 〔会計処理の変更〕

### (固定資産の減損に係る会計基準)

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純利益は1,558千円減少しております。なお、当期に発生した減損損失の対象となった電話加入権については、平成17年11月に全て売却しております。

## 2. 貸借対照表注記

- |   |        |
|---|--------|
| (1) 子会社に対する短期金銭債権   | 126百万円 |
| 短期金銭債務  | 11百万円  |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額  | 616百万円 |
| (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、電子計算機及びその周辺機器並びに自動車等があります。 |        |
| (4) 担保に供している資産  |        |
| 投資有価証券  | 57百万円  |
| (5) 偶発債務  |        |
| 輸出手形割引高   | 146百万円 |
| 受取手形裏書譲渡高   | 492百万円 |
| (6) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は168百万円であります。                                  |        |

## 3. 損益計算書注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 子会社との取引高   |         |
| 売上高            | 416百万円  |
| 仕入高            | 5百万円    |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 142円88銭 |

注記

独立監査人の監査報告書

平成18年5月19日

SPK株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 川 一 之	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	岡 本 高 郎	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	佐 藤 陽 子	Ⓔ

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、SPK株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第135期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

平成18年5月24日

S P K 株式会社

代表取締役 小高 伸介 殿

S P K 株式会社 監査役会

常勤監査役 井上 浩一 (印)

監 査 役 榎 卓生 (印)

監 査 役 中務 尚子 (印)

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第135期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

以 上

(注) 監査役榎 卓生及び監査役中務尚子は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上